

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十年十一月二十八日

規 則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に改める。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「又は業務停止」を「業務停止又は免許の取消し」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 法第二十二條の二第二号又は第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

七 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第四条第一項中「及び第四号」を削る。

第五条第二項中「前項の規定によつて」を「第一項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。

第六条第一項中「第三号」を「同条第三号」に改める。

目 次

規 則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

（建築指導課）

一

告 示

建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定

（同）

（

四

第八条中「規定によつて」を「規定により」に改める。
 第九条を削り、第一章中第八条の次に次の一条を加える。
 (建築士名簿の閲覧)

第九条 知事は、法第六条第二項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下「建築士名簿」という。)を一一般の閲覧に供するため、建築士名簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を、都市建設部建築指導課に設置する。

2 閲覧所の休日は、岐阜県の休日を定める条例(平成元年岐阜県条例第五号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

3 建築士名簿の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 前二項の規定にかかわらず、知事は、建築士名簿の整理その他の理由により必要があるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。

5 建築士名簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、建築士名簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 建築士名簿を著しく汚損若しくはき損し、又は汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

第十三条第一項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、「(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」を削り、同項第一号イ中「を卒業」を「において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業」に改め、同項第二号中「実務」を「建築実務(法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)」に改め、「書類」の下に「及び当該建築実務の経験を証する書類」を加え、同項第三号中「五・五センチメートル」を「四・五センチメートル」に、「四センチメートル」を「三・五センチメートル」に改める。

第十六条第一項中「第十五条の十七第一項に規定する」を「第十五条の六第二項の規定による」に改め、「受けよつとする者」の下に「(次項第十一号において「指定申請者」という。)」を加え、同条第二項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号中

「法第十五条の十七第五項」を「指定申請者が法第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又は口の規定に関する役員の誓約書」を「第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面」に改める。

第十七条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十八条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又は口」を「第十条の五第二項第四号イ又は口」に改める。

第十九条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。
 3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等(電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。))をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第二十三条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

第二十四条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第一項及び第三項」を「第十条の六第一項及び第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第三項」に、「第十五条の十四第四項」を「第十条の十六第三項」に、「第十五条の十五第一項」を「第十条の十七第三項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(建築士事務所登録簿等の閲覧)

第二十六条 第九条の規定は、法第二十三条の九に規定する書類（以下「登録簿等」という。）を一般の閲覧に供する場合について準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第二項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）とあるのは「第二十三条の九の規定により登録簿等」と、「建築士名簿閲覧所」とあるのは「登録簿等閲覧所」と、同条第三項から第六項までの規定中「建築士名簿」とあるのは、「登録簿等」と読み替えるものとする。

第2号様式（第2条関係）

(表)

<p> <input type="checkbox"/> 二級 建築士免許証 <input type="checkbox"/> 木造 </p>	<p> (氏 名) 年 月 日生 </p>
<p> <input type="checkbox"/> 二級 建築士登録番号 第 号 <input type="checkbox"/> 木造 </p>	<p> 登録年月日 年 月 日 </p>
<p> 建築士法（昭和25年法律第202号）により <input type="checkbox"/> 二級 建築士の免許を与えたことを証します。 年 月 日 </p>	
<p> 岐阜県知事 (氏 名) </p>	<p> <input type="checkbox"/> 印 </p>

(裏)

講習受講履歴		
講習の種類別	修了年月日	修了証番号

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百六十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり指定し、建築士法第十五条第三号の規定に基く指定（昭和二十六年岐阜県告示第五百五十八号）は、平成二十年十一月二十八日から廃止する。

平成二十年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 次表(い)欄に掲げる学校において、(3)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い)	(3)	(は)
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	二年
	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	〇年
	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年

による職業能力開発 総合大学校、職業能 力開発大学校又は職 業能力開発短期大学 校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に 規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあ るのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 四年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に 規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあ るのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 二年
	学校教育法による高 等学校又は中等教育 学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に 規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあ るのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 四年

(注) (3)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次表(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(3)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ロ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 高等学校若し くは中等教育学 校又は旧中等学 校令による中等 学校	(イ)	(3)	(ハ)	(ロ)
平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) 二年

学校教育法による 中学校	(イ)	(3)	(ハ)	(ロ)
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 五年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 四年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 三年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 一年

(注) (ハ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(3)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ロ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による 中学校	(イ)	(3)	(ハ)	(ロ)
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 五年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 四年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 三年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) 一年

	とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	
一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	五年

(注) は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)(前に昭和二十六年岐阜県告示第五百五十八号(以下「旧告示」という。)(第一号から第八号に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第一号から第八号(以下「旧告示第一号等」という。)(に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上有することとなる者

五 施行日前から引き続き旧告示第一号等に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

六 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する建築設備士

七 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

平成二十年十一月二十八日印刷
平成二十年十一月二十八日発行

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一 号
岐阜県 岐阜市 数田南二丁目一番一 号
岐阜県 岐阜市 数田南二丁目一番一 号

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)